

**(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託 (その3)  
に関するプロポーザル募集要項**

## 1 趣旨

旧上瀬谷通信施設は、平成 27 年 6 月に日本へ返還された米軍施設の跡地であり、民有地や国有地を合わせて約 242ha に及ぶ大規模な土地は、首都圏でも大変貴重な空間です。本市ではこの旧上瀬谷通信施設において、郊外部における新たな活性化拠点を目指したまちづくりを進めるとともに、グリーンインフラの活用を念頭においた都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上等に寄与する国際園芸博覧会（以下、「園芸博」という。）の開催を令和 9 年に予定し、園芸博のレガシーを生かしたその後の公園の計画検討を行っています。

本業務では、公園内の並木での植栽を見据え、あらかじめ桜（ソメイヨシノ）の育成を行うものです。

## 2 一般事項

### (1) 名称

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託 (その 3) に関するプロポーザル

### (2) 主催者 横浜市 (環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当)

### (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めたものから提案を受ける公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において当該委託に係る実施体制、実施方針、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。したがって、契約後の業務は、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

## 3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

### (1) 参加者は、単独の法人又は組合とする。

### (2) 参加者は参加意向申出書提出の時点で、令和 3・4 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿 (物品・委託等関係) へ掲載されている者で、かつ次の条件をすべて満たす者とする。

ア 営業種目：「公園緑地等管理」を第 1 位に登録している者で、細目：「A 除草、樹木の剪定」および「B 花壇、鉢物管理」に登録している者。

イ 格付等級：「公園緑地等管理：A」

ウ 営業種目：「原材料」に登録している者で、細目：「B 造園材・木材」に登録している者。

エ 所在地区分：市内

オ 配置予定現場責任者：公園緑地等維持業務共通仕様書 (令和 2 年 1 月版) に規定する者。本委託では、配置予定現場責任者の兼任を認め、常駐の義務はありません。

### (3) 同一参加者が複数の提案を行うことはできない。

- (4) 「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」の第 64 条に基づき、前述の(2)の条件を全て満たす組合と、この組合に属する組合員が同一の案件において参加することはできない。また、前述の(2)の条件を全て満たす組合と、この組合に属する組合員が加入する別の組合が、同一の案件において参加していないこと。
- (5) 提案者の任意の場所（関東地方（東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城）、山梨及び静岡に限る）を用意することができ、令和 6 年 9 月末まで継続的な育成を行うことができる者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立が行なわれている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (11) 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和 3 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (12) （仮称）旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託（その 3）の完了まで、業務を履行できること。

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

別紙参照

#### 5 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

#### 6 事務局

横浜市環境創造局公園緑地整備課上瀬谷担当 加藤、中村

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 28 階（南側）

電話 045-671-4786

FAX 045-671-2724

E-mail ks-kamiseya@city.yokohama.jp

## プロポーザル実施スケジュール

